

介護保険負担割合証などの更新のお知らせ

問 地域包括支援課 ☎75-6033 佐賀中部広域連合 ☎40-1134



介護サービスの利用者負担割合をお知らせする「介護保険負担割合証」と、介護保険施設を利用する際に支払う、食費と居住費の負担限度額をお知らせする「介護保険負担限度額認定証」の更新をお知らせします。くわしくは、下表をご覧ください。なお、介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証と負担限度額認定証を、ケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色	ピンク色
有効期限	7月31日(土)まで	
更新の手続き	手続きは不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月1日(火)~30日(水)に、佐賀中部広域連合または地域包括支援課に更新の申請をしてください。
証の到着	7月中旬	

お知らせ

介護保険負担限度額認定申請の一部が変わります

問 地域包括支援課 ☎75-6033 佐賀中部広域連合 ☎40-1134



介護負担限度額認定申請の第3段階が8月から細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。施設サービスとショートステイを利用する人の食費・居住費は、全額ご本人で負担していただく必要があります。

しかし、所得が低く、食費・居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

■利用者負担段階と負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	対象となる人	負担限度額					
		居住費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者 世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税で 老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税で 合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年 8月から 600円
第3段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税で 第2段階以外の人(令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
	令和3年8月 第3段階① 世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	令和3年 8月から 1,000円
	令和3年8月 第3段階② 世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	令和3年 8月から 1,360円	令和3年 8月から 1,300円
第4段階	上記以外の人	負担限度額なし					

※従来型個室の（ ）は介護老人福祉施設および短期入所生活

預貯金などが一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。

令和3年8月から預貯金などの金額が利用者負担段階別になります。

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

